

公示第165号

貨物検査場所の指定について（昭和42年公示第67号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から適用する。

平成30年6月18日

名古屋税関長 廣瀬 行成

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

貨物検査場所の指定について(公示)（昭和42年税関長公示第67号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>7 前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 保税地域として税関長が許可した場所のうち、名古屋税関本関並びに<u>中部外郵出張所、南部出張所及び西部出張所</u>の管轄区域内に所在するもの（名古屋税関本關にあっては、名古屋市内に所在するものに限る。）</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>7 前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 保税地域として税関長が許可した場所のうち、名古屋税関本関並びに<u>稻永、中部外郵、南部及び西部各出張所</u>の管轄区域内に所在するもの（名古屋税関本關にあっては、名古屋市内に所在するものに限る。）</p> <p>(3) （同左）</p>